

概算要求基準等の推移

36年度予算概算要求枠	(35. 8. 2)	50%増の範囲内
37年度予算概算要求枠	(36. 6.13)	"
38年度予算概算要求枠	(37. 7.24)	"
39年度予算概算要求枠	(38. 7.23)	"
40年度予算概算要求枠	(39. 7.31)	30%増の範囲内
41年度予算概算要求枠	(40. 7.20)	"
42年度予算概算要求枠	(41. 7.15)	"
43年度予算概算要求枠	(42. 7.28)	25%増の範囲内
44年度予算概算要求枠	(43. 7.19)	"
45年度予算概算要求枠	(44. 8. 5)	"
46年度予算概算要求枠	(45. 7.28)	"
47年度予算概算要求枠	(46. 7.27)	"
48年度予算概算要求枠	(47. 7.25)	"
49年度予算概算要求枠	(48. 7.27)	"
50年度予算概算要求枠	(49. 7.30)	"
51年度予算概算要求枠	(50. 7.29)	15%増の範囲内
52年度予算概算要求枠	(51. 7.30)	一般行政経費 10%増 その他 15%増 } の合計額の範囲内
53年度予算概算要求枠	(52. 7.29)	一般行政経費 0%増 経常事務費 0%増 その他 13.5%増 } の合計額の範囲内
54年度予算概算要求枠	(53. 7.28)	一般行政経費 0%増 経常事務費 0%増 その他 13.5%増 } の合計額の範囲内
55年度予算概算要求枠	(54. 7.31)	一般行政経費 0 その他 10%増 } の合計額の範囲内
56年度予算概算要求枠	(55. 7.29)	一般行政経費 0 その他 7.5%増 } の合計額の範囲内
57年度予算概算要求枠	(56. 6. 5)	0
58年度予算概算要求枠	(57. 7. 9)	マイナス5%の範囲内(除く投資的経費)
59年度予算概算要求枠	(58. 7.12)	経常部門 マイナス10% 投資部門 マイナス 5% } の合計額の範囲内
60年度予算概算要求基準	(59. 7.31)	"
61年度予算概算要求基準	(60. 7.26)	"
62年度予算概算要求基準	(61. 7.21)	"
63年度予算概算要求基準	(62. 7.31)	経常部門 マイナス10% } の合計額の範囲内 投資部門 0 ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
元年度予算概算要求基準	(63. 7.15)	"
2年度予算概算要求基準	(元. 7.11)	経常部門 マイナス10% } の合計額の範囲内 投資部門 0 ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
3年度予算概算要求基準	(2. 7.27)	経常的経費 マイナス10% } の合計額の範囲内 投資的経費 0 (新たに生活関連重点化枠設定 2,000億円) ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円

<p>16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針 (15.8.1)</p>	<p>公共投資関係費(公共事業関係費+その他施設費) 要望額 $\frac{\text{要望基礎額}}{\text{要望基礎額の120/100}}$ $\left[\frac{\text{公共投資関係費に相当する額}}{97/100} \right]$ 義務的経費については、前年度当初予算に 裁量的経費 要望額 $\frac{\text{裁量的経費}}{\text{要望基礎額の120/100}}$ $\left[\frac{\text{裁量的経費に相当する額}}{98/100} \right]$</p> <p>公共投資関係費の予算措置の総額に97/100を乗じた額の範囲内に抑制する。</p> <p>裁量的経費の予算措置の総額(科学技術振興費に相当する額を除く)を98/100を乗じた額を上限とする。NT無利子貸付償還時補助がある。</p>
<p>17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針 (16.7.30)</p>	<p>公共投資関係費(公共事業関係費+その他施設費) 要望額 $\frac{\text{要望基礎額}}{\text{要望基礎額の120/100}}$ $\left[\frac{\text{公共投資関係費に相当する額}}{97/100} \right]$ なお、既存事業の中止等の抜本的見直しによる削減額に相当する額を要望の上限に 裁量的経費については、前年度当初予算に 裁量的経費 要望額 $\frac{\text{裁量的経費}}{\text{要望基礎額の120/100}}$ $\left[\frac{\text{裁量的経費に相当する額}}{98/100} \right]$ なお、既存事業の中止等の抜本的見直しによる削減額に相当する額を要望の上限とする。</p> <p>公共投資関係費の予算措置の総額に97/100を乗じた額の範囲内に抑制する。</p> <p>裁量的経費の予算措置の総額(科学技術振興費に相当する額を除く)を98/100を乗じた額を上限とする。</p> <p>公共投資関係費及び裁量的経費の要望の調整の範囲内において、両経費間で調整する。</p>

18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針 (17.8.11)

公共投資関係費（公共事業関係費 + その他施設費）要望額
要望基礎額の120/100
〔 要望基礎額 前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に97/100を乗じた額 〕

義務的経費（年金・医療等に係る経費に限る。）については、高齢化等に伴う増加に等しい。各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増（各所管年度当初予算における相当額に相当する額）の範囲内において、前年度当初予算における相当額に加算した額

の範囲内

義務的経費（年金・医療等に係る経費を除く。）については、前年度当初予算における相当額に人件費に係る平年度化等の増減を加算した額

裁量的経費 要望額
要望基礎額の120/100
〔 要望基礎額 前年度当初予算における裁量的経費に相当する額に97/100を乗じた額 〕

公共投資関係費の予算措置の総額
前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に97/100を乗じた額の範囲内に抑制する。

裁量的経費の予算措置の総額
前年度当初予算における裁量的経費に相当する額に97/100を乗じた額を上限として縮減を図る。

各経費間の要求・要望の調整等
公共投資関係費及び裁量的経費に係る要望基礎額並びに義務的経費（年金・医療等に係る経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）の要求額の合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

なお、前年度当初予算における公共投資関係費、義務的経費（年金・医療等に係る経費（人件費を除く。）を除く。）及び裁量的経費にそれぞれ相当する額には「三位一体改革に関する政府・与党合意」において平成18年度に行う「税源移譲につながる改革」の対象として確定している国庫補助負担金の額を含まないものとする。

予算配分の重点化促進のための加算
総額1,000億円の範囲内で公共投資関係費及び裁量的経費の予算措置の総額の上限に加算することができる。